

基本計画意見等シート

氏 名	渡部 清
-----	------

ページ番号	掲載箇所	内 容
A 後期素案 61 ページ	5 行目	○農業青年と女性との出会いの場について 具体的には、どのような「出会いの場」を想定されているのでしょうか。
	(2) ①	【回答】 （みらい農業課） 美幌町、津別町、大空町の 3 町で構成する結婚相談員協議会主催のお見合いツアーを毎年開催するほか、JA と連携して参加女性を募り大小の交流会を開催して出会いの場を設定しています。
A 後期素案 71 ページ	1 行目	前「・・・による設備の・・・固定資産税・・・」を 後「・・・による建物や機械設備の・・・固定資産税等・・・」に、加筆訂正願います。 【理由】 過疎法の適用は、設備だけではなく、建物も対象となります。また、同法適用による課税免除対象税目は、町税の固定資産税だけではなく、同税の法人事業税や、不動産取得税などが該当になります。
	(3) ④	【回答】 （商工観光課） 前「・・・による設備の・・・固定資産税・・・」を 後「・・・による設備等の・・・固定資産税・・・」に、訂正します。 委員ご指摘のとおり過疎法の適用は、設備だけではなく、建物及び当該家屋の敷地である土地（取得から 1 年以内に家屋の着手があった場合）も対象となります。また、同法適用による課税免除対象税目について、町税では固定資産税のみとなりますので、道税の法人事業税や、不動産取得税などについては記載しておりません。
A 後期素案 74 ページ	1 行目	前「・・・商工会議所等・・・」を 後「・・・商工会議所やオホーツク総合振興局等・・・」に、加筆訂正願います。 【理由】 過疎法の適用の可能性のある宿泊施設を誘致する場合は、事前に、必要書類等をオホーツク総合振興局に確認すべきかと思えます。
	(3) ④	【回答】 （商工観光課） 宿泊施設の誘致における関係機関とは、商工会議所をはじめとする町内関係団体と協議しながら、本町の立地条件や観光資源に適した宿泊施設の誘致に努めていきたい旨を記載しているものであり、誘致の優遇措置に係る関係機関まで想定したものではありません。